

○高知市教育研究所条例

(昭和51年4月1日条例第11号)

改正 昭和61年9月27日条例第37号 平成9年4月1日条例第16号  
平成17年12月28日条例第136号 平成27年4月1日条例第78号

(設置)

第1条 高知市は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、高知市における教育の振興を図るため、教育研究所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 教育研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 高知市教育研究所

位置 高知市棧橋通二丁目1番50号

(事業)

第3条 高知市教育研究所(以下「研究所」という。)は、学校、教育研究団体その他の協力を得て、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育原理、思潮及び制度の研究
- (2) 教育計画の調査研究
- (3) 教育内容及び方法の研究
- (4) 教職員の研修の助成
- (5) 教育測定及び教育評価等の調査研究
- (6) 教科書、教材教具及び教育資料の調査研究
- (7) 教育相談の業務
- (8) 特別支援教育の調査研究
- (9) その他必要な事業

(職員)

第4条 研究所に、所長及び必要な職員を置く。

第5条 研究所の運営に関し高知市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応ずるとともに、教育委員会に対して意見を述べる機関として、高知市教育研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

- 2 運営委員会は、教育委員会が委嘱する委員12人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 高知市教育研究所条例(昭和31年条例第36号)は、廃止する。

附 則(昭和61年9月27日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年4月1日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月28日条例第136号)

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日条例第78号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市教育研究所運営委員会（高知市教育研究所条例施行規則（昭和51年教育委員会規則第4号）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧運営委員会」という。）は、この条例による改正後の高知市教育研究所条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づく高知市教育研究所運営委員会（以下「新運営委員会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧運営委員会の委員として教育委員会から委嘱されている者は、施行日において新運営委員会の委員に委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、改正後の条例第5条第3項の規定にかかわらず、旧運営委員会の委員としての残任期間に相当する期間とする。